

# 一部会だより

## — 事業承継について —

昨今の国内事情はデフレ経済で、景気は低迷しています。青色申告会の事業者の皆様は、この厳しい経済状況の中で努力しておられると思います。

経済関係の政府白書を見ると、「新規開業数」は低調で、「廃業数」が常に上回っている状況です。

少子高齢時代の事業承継は、なかなか難しい。後継したいお子様に男子がいない、或いはお子様が親の事業とは全く関係ない仕事に従事していたり、或いはお子様そのものがないなど、思うに任せない事業者が多くおられるのが現実です。運よく娘さんの夫が、事業承継してくれる事例もあります。

事業継承して欲しいお子様がいる場合、その継承を確実にする方法は幾つもわけではありま

せん。

お子様を親の事業に目を向けさせる最大のポイントは、現事業者が、その事業に意欲的・前向きに取り組み、その事業を充実・発展させようとする日々の努力をお子様にとりわけ見せるということだと思います。そして時折、その事業の将来展望などをお子様と共に話し合うなどして現事業に対する関心を自然に高めていくというやり方が最良だと思います。

「初心忘るべからず」、創業当時の新鮮な思いを、お子様に是非継承して頂きたいと思います。

以上

東京地方税理士会鶴見支部  
税理士 千葉 哲也



## 小規模企業共済制度が “充実”します！

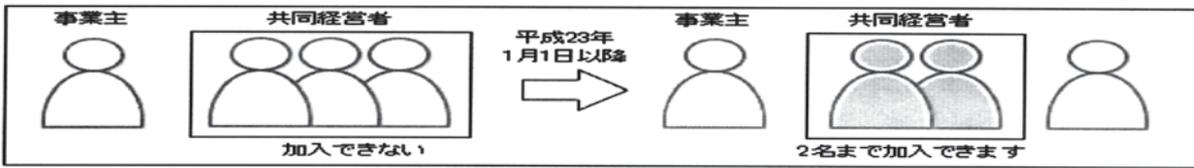
個人事業主のみならず、その専従者（配偶者や後継者）などの共同経営者も加入できます。

これで安心して事業に専念できる環境を整えることができます。

### ○共同経営者とは・・・

個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の専従者（配偶者や後継者）、親族以外の方も加入することができます。

ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。



### 経営者の退職金？ 退職後の安心の『ゆとり』のために・・・

- ☆全国で約 120 万人の経営者が加入
- ☆掛金は全額所得控除
- ☆無理のない掛金(月額¥1,000～¥70,000)
- ☆共済金の受取りは、一括・分割・併用の 3 タイプ
- ☆受取り時にも税制面で大きなメリット
- ☆災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能



※その他、お問い合わせは・鶴見青色申告会 共済係 045-521-1145 まで